

# 栄友会 東日本支部 会則

## 第1章 名称

第1条 本会は、栄友会 東日本支部（徳島大学医学部栄養学科・医科栄養学科同窓会東日本支部）と称する。

## 第2章 目的

第2条 本会は会員相互の親睦を厚くし、学術の向上を図り、もって母校の発展に尽くすことを目的とする。

## 第3章 会員

第3条 本会の会員を分け、次の3種とする。

1. 正会員 徳島大学医学部栄養学科・医科栄養学科の学部および大学院在学学生。  
徳島大学医学部栄養学科・医科栄養学科卒業生および大学院修了者。
2. 特別会員 徳島大学医学部長および栄養学科・医科栄養学科教職員ならびに旧職員
3. 名誉会員 本会对し、功労顕著にして役員総会において推薦された者。

## 第4章 役員

第4条 本会に会務を処理する為、次の役員を置く。

1. 支部長 1名
2. 副支部長 1名
3. 幹事 若干名  
(幹事の内訳： 総務 若干名、 学術企画： 若干名、 会計 2名)
4. 監事 2名

第5条 役員は次により選任する。

1. 支部長は、正会員の内から支部役員の推薦により、支部会総会の承認を得て選任する。
2. 副支部長並びに幹事（総務、学術企画、会計）は、支部長が指名する。
3. 監事は、会員の内から支部会総会の承認を得て選任する。

第6条 役員は次の職務を行う。

1. 支部長 本会を代表し、会務を総理する。
2. 副支部長 支部長を補佐し、支部長に事故ある時は、これを代理する。
3. 幹事 会務（総務、学術企画、会計）を処理し、支部長を補佐する。
4. 監事 事業並びに会計を監査し、これを支部総会に報告する。

第7条 役員任期は3年とする。但し再任は妨げない。役員任期はその前任者の残任期間とする。

第8条 役員は任期終了後といえども、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

## 第5章 総会

第9条 総会を分かち、次の3種とする。

1. 支部総会
2. 臨時支部総会
3. 役員総会（但し監事は含まない。）

第10条 支部総会あるいは臨時支部総会は支部長が招集し、会員名簿登録者の5分の1以上の出席者（委任状を含む）をもって成立する。

第11条 支部総会あるいは臨時支部総会の議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数の場合は議長がこれを決定する。

第12条 支部総会は年1回開き、次の事項を審議する。

1. 会務および会員の現状報告
2. 母校の現状および将来計画の報告
3. 収支決算報告および予算の決定
4. その他、役員総会において必要と認めた事項

第13条 臨時支部総会は役員総会において必要と認めた場合に開く。

第14条 役員総会は支部長が招集し、役員の過半数（委任状は含まない）の出席をもって成立する。

第15条 役員総会の議事は役員の過半数をもって決する。

## 第6章 事業

第16条 本会は第2章の目的を達成する為に、次の事業を行う。

1. 支部会員名簿の管理
2. 栄養学研究会の実施
3. その他、役員総会において必要と認められた事業

## 第7章 会計

第17条 本会の経費は、栄友会本部からの運営交付金およびその他の雑収入をもってこれに充てる。

第18条 本会会計の管理運用は役員総会の決議による。

第19条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

## 第8章 支部事務局

第20条 支部事務局は、支部長勤務先に置く。

第21条 会員は、住所、職業、および勤務先等に移動がある時は、その都度、本部並びに支部事務局に通知するものとする。

## 第9章 会則の改正

第22条 会則の改正は支部総会あるいは臨時支部総会にはかり、これを決する。

## 第10章 細則

第23条 この会則施行に際し、必要な細則は役員総会の決議を経て別に定める。

**附則（平成30年6月30日）** この会則は、支部総会承認日から施行する。

**附則（平成30年6月30日）** 本会の経緯を記録する。

1. 本会の設立は、昭和48年8月17日徳島大学医学部栄養学科同窓会の設立時に、関東支部として設立された。
2. 平成12年度（2000年度）、関東支部から東日本支部と支部名称を変更した。
3. 平成26年度（2014年度）、医科栄養学科に改組されるに伴い、同窓会組織も栄友会（徳島大学医学部栄養学科・医科栄養学科同窓会）と称することになった。
4. 本会は、設立当初から会則を定め事業を実施してきたが、事務局変更等の際に会則を紛失したため、本部会則に準じ新たに策定した。